

『新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置
付け変更後の療養期間の考え方等について』
(令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供)

一般社団法人日本パラバドミントン連盟版
(強化指定選手・一般登録選手共通)

Ver.1.0

はじめに

政府発表の令和5年5月8日以降の「新型コロナウイルス感染症の感染症法条の位置付け変更」にあたり、一般社団法人日本パラバドミントン連盟(以下、JPBF とする)としての活動に対しての考え方を提示する。

1) 新型コロナウイルス(COVID-19)の感染リスクについて

新型コロナウイルス感染症では、鼻や喉からのウイルスの排出期間の長さに個人差があり、発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出している。

発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日間経過後は大きく減少することから、特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意する必要がある。

また、排出されるウイルス量は発熱やせきなどの症状が軽快するとともに減少するが、症状軽快後も一定期間ウイルスを排出するといわれているため、10日程度は注意が必要。

2) 新型コロナウイルス(COVID-19)の感染後の対応について

① 感染後の対応

病院受診にて陽性と判明した場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見るのが推奨される。また、JPBFの強化指定選手等は、医事部へ連絡を行う。その後の対応については、医事部指示に従う。

② 外出を控えることが推奨される期間

特に発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目(※1)として5日間は外出を控える(※2)。5日目以降も症状が続いていた場合は、症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見るのが推奨される。症状が重い場合は、医師に相談する。

(※1)無症状の場合は検体採取日を0日目とする。

(※2)やむを得ず外出する場合は、マスク着用等を徹底し、感染拡大防止に務めることを推奨する。

③ 周りの方への配慮

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控えたりと、周りの方へうつさないよう配慮が必要。

NTC や JISS、その他の施設などについては、該当施設の規則に従う。

3) 新型コロナウイルス(COVID-19)の濃厚接触について

① 「濃厚接触者」の取り扱いについて

令和5年5月8日以降は、5類感染症に移行することから、一般に保健所から 新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはない。また、「濃厚接触者」として法律に基づく外出自粛は求められない。

② 家族の感染について

ご家族や同居されている方が新型コロナウイルス感染症にかかった場合、可能であれば部屋を分け、感染されたご家族のお世話はできるだけ限られた方で行うことを推奨する。その上で、10日目までは発症する可能性があるため、手洗い等の手指衛生や換気等の基本的感染対策のほか、不織布マスクの着用や高齢者等ハイリスク者と接触を控える等の配慮が必要。もし症状が見られた場合には、病院を受診することを推奨する。

<参考資料>厚生労働省 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001087473.pdf>